

岡生自第1055号
平成30年11月26日

岡山市監査委員 様

岡山市長 大森 雅夫

定期監査の指摘事項の改善措置状況について（通知）

平成30年4月実施定期監査における指摘事項について、別紙のとおり措置を講じたので、地方自治法第199条第12項の規定により通知します。

注意事項

- 1 通知方法は、eメールでお願いします。
- 2 改善措置状況の通知は、地方自治法第199条第12項の規定により公表されます。
- 3 委員会は、委員長（又は会長）でお願いします。

定期監査の指摘事項の改善措置状況（平成30年4月実施分）

生活保護・自立支援課

指摘事項

平成30年2月28日現在、滞納繰越分の収入未済額が、返納金において10万円余（収納率0%）認められた。

今後とも、この解消に格段の努力をされたい。

改善措置状況

同様事案の再発防止のため、「生活保護における保護費等現金取扱要領」を改正して、保護費の金庫からの出し入れを職員2名で対応することとしました。

また、福祉事務所窓口での生活保護費支払件数の削減にも努めています。

（平成27年4月定例支給分 9,394世帯中 窓口645件(6.9%)→平成30年11月定例支給分 9,511世帯中 窓口291件(3.1%)）

なお、返納金10万円余について、平成30年度決算で不納欠損を行う予定です。